4　特定地方独立行政法人ごとの負担金調整額が零である場合（当該負担金調整額が零である月が申出基準日から起算して二年を経過した日が属する月以後の期間である場合を除く。）においては、当該負担金調整額が零である月以後の期間における当該特定地方独立行政法人に係る第一項の規定の適用を停止するものとする。

5　特定地方独立行政法人は、前項の規定に基づき第一項の規定の適用が停止された月から申出基準日から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、主務省令で定めるところにより、特定組合に前項の規定に基づく停止の解除の申出を行うことができる。

6　第一項の申出をした特定地方独立行政法人が、当該特定地方独立行政法人の負担すべき短時間組合員に係る負担金を負担していないときは、その負担をしていない月以降の月分の法第百十三条第二項第一号及び第四号の掛金及び負担金については、第一項の規定は、適用しない。

7　第一項の規定は、同項の申出があつた日の属する月から通算して三十六月間の各月の短時間組合員に係る負担金について適用する。ただし、第四項の規定により第一項の規定の適用を停止した月から第五項の解除の申出をした日が属する月の前月までの間の各月は通算しないものとする。

8　前各項に定めるもののほか、第一項の申出をした特定地方独立行政法人に使用される短時間組合員が組合員の資格を取得した月にその資格を喪失した場合の届出その他の手続に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第三十五条の五　前条第一項の規定の適用を受ける特定地方独立行政法人に使用される短時間組合員の掛金（標準報酬の月額に係る掛金に限る。）に係る第二十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは、「百分の五十から附則第三十五条の四第一項に規定する増加負担割合を控除して得た率」とする。

第三十五条の六　前二条及び附則別表の規定は、法人等に使用される短時間組合員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる附則第三十五条の四の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	附則第三条第四項	附則第四条第三項において準用する令和四年改正政令附則第三条第四項
第一項第二号及び第三号	附則第三条第八項	附則第四条第三項において準用する令和四年改正政令附則第三条第八項
第二項第二号	附則第三条第二項本文	附則第四条第三項において準用する令和四年改正政令附則第三条第二項本文
第二項第三号	附則第三条第四項	附則第四条第三項において準用する令和四年改正政令附則第三条第四項

附則第五十二条の三中「中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、附則第三十条の二」を「並びに附則第三十条の二及び第三十五条の四第一項」に改める。

附則に次の附則別表を加える。

附則別表

一　附則第三十五条の四第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月の前月までの期間　次の表の上欄に掲げる標準報酬の等級に応じてそれぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五
第二級	百分の二十五
第三級	百分の二十五
第四級	百分の二十五
第五級	百分の二十
第六級	百分の十四
第七級	百分の九
第八級	百分の五
第九級	百分の二

二　附則第三十五条の四第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月から、当該申出があつた日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間　次の表の上欄に掲げる標準報酬の等級に応じてそれぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第二級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第三級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第四級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第五級	百分の二十に二分の一を乗じて得た割合
第六級	百分の十四に二分の一を乗じて得た割合
第七級	百分の九に二分の一を乗じて得た割合
第八級	百分の五に二分の一を乗じて得た割合
第九級	百分の二に二分の一を乗じて得た割合

（地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十六号）の一部を次のように改正する。